

8

2017

橋本税理士事務所

事務所通信

〒170-0013 東京都豊島区東池袋 2-63-1 東池袋パレス 1007
TEL:03-6915-2097 FAX:03-6745-8423

印紙の貼り忘れにご注意ください

印紙税は、契約書や領収書など一定の文書に対して課される税金です。

印紙税が課税される文書を作成した人は、その文書に収入印紙を貼り付けて消印することにより印紙税を納付します。そのため、文書を作成する際は、その文書が印紙税が課税されるものであるかを判断しなければなりません。

ここでは、日々の取引の中でよく作成される文書に対する印紙税の取扱いをご紹介します。

印紙税が課税される文書

印紙税が課税される文書は、全部で **20 種類**あります。一般的な会社がよく作成する文書で印紙税が課税されるものには、下記のようなものがあります。

番号	文書の種類	文書の例
第 1 号文書	不動産等の譲渡に関する契約書、 土地等の賃貸借に関する契約書、 消費貸借に関する契約書など	不動産売買契約書、土地賃貸借契約書、 金銭消費貸借契約書など
第 2 号文書	請負に関する契約書	工事請負契約書、工事注文請書、広告契約書など
第 7 号文書	継続的取引の基本となる契約書	業務委託契約書、売買取引基本契約書 など
第 17 号文書	金銭又は有価証券の受取書	領収書

いくらの収入印紙を貼ればよいか

文書を作成した際にいくらの収入印紙を貼ればよいかは、その作成した**文書の種類**や**契約金額**により異なります。文書の種類は第 1 号文書から第 20 号文書まであり、それぞれ契約金額に応じて印紙税の金額が決まります。よく作成される文書の印紙税額表を裏面に記載しておりますので、ご参考にしてください。

なお、収入印紙を貼り忘れた場合には、本来納付すべき印紙税額の **3 倍**相当額（ただし、調査を受ける前に自主的に不納付を申し出たときは **1.1 倍**）の過怠税が徴収されることとなりますので、収入印紙の貼り忘れにはくれぐれもご注意ください。

第 1 号文書及び第 2 号文書

契約金額	第 1 号文書（不動産売買契約書、土地賃貸借契約書、金銭消費貸借契約書など）		第 2 号文書（請負契約書（工事請負契約書、工事注文請書、広告契約書など））	
	本則	軽減措置※1	本則	軽減措置※2
1 万円以上 10 万円以下	200 円	200 円	200 円	200 円
10 万円超 50 万円以下	400 円			
50 万円超 100 万円以下	1,000 円	500 円	400 円	200 円
100 万円超 200 万円以下				
200 万円超 300 万円以下	2,000 円	1,000 円	1,000 円	500 円
300 万円超 500 万円以下			2,000 円	1,000 円
500 万円超 1,000 万円以下	10,000 円	5,000 円	10,000 円	5,000 円
1,000 万円超 5,000 万円以下	20,000 円	10,000 円	20,000 円	10,000 円
5,000 万円超 1 億円以下	60,000 円	30,000 円	60,000 円	30,000 円
1 億円超 5 億円以下	100,000 円	60,000 円	100,000 円	60,000 円
5 億円超 10 億円以下	200,000 円	160,000 円	200,000 円	160,000 円
10 億円超 50 億円以下	400,000 円	320,000 円	400,000 円	320,000 円
50 億円超	600,000 円	480,000 円	600,000 円	480,000 円
契約金額の記載のないもの	200 円	200 円	200 円	200 円

※1 「不動産の譲渡に関する契約書」のうち、平成 26 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に作成されるものについて適用される税額です。

※2 「建設工事の請負に関する契約書」のうち、平成 26 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に作成されるものについて適用される税額です。

第 7 号文書（業務委託契約書、売買取引基本契約書など）

印紙税額	一律 4,000 円
------	------------

第 17 号文書（領収書）

受取金額	印紙税額	受取金額	印紙税額
5 万円未満	非課税	3,000 万円超 5,000 万円以下	10,000 円
5 万円以上 100 万円以下	200 円	5,000 万円超 1 億円以下	20,000 円
100 万円超 200 万円以下	400 円	1 億円超 2 億円以下	40,000 円
200 万円超 300 万円以下	600 円	2 億円超 3 億円以下	60,000 円
300 万円超 500 万円以下	1,000 円	3 億円超 5 億円以下	100,000 円
500 万円超 1,000 万円以下	2,000 円	5 億円超 10 億円以下	150,000 円
1,000 万円超 2,000 万円以下	4,000 円	10 億円超	200,000 円
2,000 万円超 3,000 万円以下	6,000 円	受取金額の記載のないもの	200 円